

資料 2 - 5

岩手県地域防災計画「本編、震災対策編、火山災害対策編見直し素案」に係るパブリック・コメント意見件数及び対応状況

1 意見件数

受付方法	意見提出人数（人・機関）				意見件数（件）			
	県民	市町村	防災関係機関	計	県民	市町村	防災関係機関	計
郵便（持参を含む）				0				0
ファクシミリ	1	2	2	5	1	4	2	7
電子メール		2	18	20		6	67	73
会議等				0				0
計	1	4	20	25	1	10	69	80

2 決定への反映状況

区分	内容	意見件数（件）			
		県民	市町村	防災関係機関	計
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、素案を修正したもの		2	61	63
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、素案を修正したもの		2	2	4
C（趣旨同一）	意見と素案の趣旨が同一であると考えられるもの		4	4	8
D（参考）	素案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	1	1	2	4
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの		1		1
F（その他）	その他のもの（素案の内容に関する質問等）				0
	計	1	10	69	80

岩手県地域防災計画見直し素案に係るパブリック・コメント意見検討結果一覧表
 (対象素案：本編、震災対策編及び火山災害対策編)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
1	本編	第1章 総則	第4節 防災関係 機関の責 務及び業 務の対応	第2節 防災関係 機関の業 務大綱 2 指 定地方 行政機 関	防災機関	東北農政局の業務の大綱中、 「(5)天災金融の確保に関すること」を「(5)災害資金 の融通に関すること」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
2	本編	第1章 総則	第4節 防災関係 機関の責 務及び業 務の対応	第2節 防災関係 機関の業 務大綱 2 指 定地方 行政機 関	防災機関	東北防衛局の業務の大綱中、 「(3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた 場合の関係地方公共団体への連絡に関すること。」 を、 「(3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた 場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。」 に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
3	本編	第2章 災害予防 計画	第1節 防災知識 普及計画	第2節 防災知 識の普 及 3 住 民等 対 する 防 災 知 識 の 普 及	市町村	「防災知識の普及に併せ、小口、混載による支援物資 の送付が地方公共団体等の負担となることなど、被災 地支援に関する知識の普及に努める」 を 「防災知識の普及に併せ、個人による支援は義援金と することなど、被災地支援に関する知識の普及に努め る」 に改める	御意見を踏まえ、修正しました。 「防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による 支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担とな ることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏ま えたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する 知識の普及に努める。」に修正。	B (一部反 映)
4	本編	第2章 災害予防 計画	第4節 気象業務 整備計画	第2節 観測体 制の整 備等 2 情 報処 理・通 信シ ステム の整 備・ 充 実	防災機関	(4) 地域気象観測システム (アメダス) の表中、 地域気象観測所の箇所数を35から36に修正。 備考欄の(2)中、「気象官署1」を「気象官署2」に 修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
5	本編	第2章 災害予防 計画	第5節 避難対策 計画	第2 避難計 画の作 成 3 広 域一時 滞在	市町村	(1) 市町村の役割中、 ○県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。 ○具体的な受入れ方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。 について、市町村に対する業務分担が多数みられるが、被災した自治体は業務対応が困難となることから、県で実施できるものは主導的に実施するようお願いしたい。	協定の締結やマニュアル等の整備については、災害対策基本法の規定により、一義的な実施主体となる市町村において、整備をお願いします。 なお、マニュアル等の整備に当たっては、広域一時滞りに係る具体的な国の考え方等を確認し、情報提供していきます。 また、被災市町村において対応が困難となる場合においては、他の災害対策と同様、県が支援、調整を行います。	C (趣旨同一)
6	本編	第2章 災害予防 計画	第6節 災害時要 援護者の 安全確保	第1 基本方 針	防災機関	第1基本方針の1を次のとおり修正。 「県は、市町村その他の防災関係機関、災害時要援護者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、(以下略)」	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
7	本編	第2章 災害予防 計画	第6節の 2 食料・生 活必需品 等の備蓄 計画	第2 県及び 市町村 の役割	防災機関	第2県及び市町村の役割の2市町村の役割を次のとおり修正。 ○物資の備蓄計画(品目、数量、配置場所)を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者に配慮する。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
8	本編	第2章 災害予防 計画	第10節 交通施設 安全確保 計画	第2道 路施設	防災機関	1道路の整備について「○災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を進める。」を「○災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
9	本編	第2章 災害予防 計画	第10節 交通施設 安全確保 計画	第2道 路施設	防災機関	2トンネルの整備について「○災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定して、トンネルの整備を進める。」を「○災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
10	本編	第2章 災害予防 計画	第11節 ライフラ イン施設 等安全確 保計画	第4上 下水道 計画	防災機関	<p>2 下水道施設の表のポンプ場、週末処理場の欄を次のとおり修正する。</p> <p>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。</u></p> <p>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。<u>なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</u></p> <p>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</u></p>	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
11	本編	第2章 災害予防 計画	第16節 土砂災害 予防計画		防災機関	土砂災害防止法の改正に伴い、第8として「土砂災害緊急情報の発表」を追加し、従前の第8を第9に修正する。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
12	本編	第2章 災害予防 計画	第22節 ボラン ティア育 成計画	第2 実施機 関	防災機関	<p>保健医療従事者の専門職として医師・歯科医師の他にも、職能団体（看護協会のみならず薬剤師会、栄養士会、理学療法士会など）があります。今回の震災でも全国組織でもあり職能団体としてそれぞれ活躍しました。</p> <p>災害ボランティアのところに自由に動けるOBなどともつながりをもっている保健医療従事者の職能団体に情報提供を行う、と明記していただくといいのかなと思います。</p> <p>もちろん医療従事者は殆どが被雇用者ですので、必ず支援にいけるとは限りません。明確に連携するところではないと思いますが、今回の震災を受け、それぞれの団体が次は…と考えていると思います。活動を後押しして下さるような一文（情報提供）があればいいと思います。</p> <p>このページは防災ボランティア育成計画ですので、該当しないのかもしれませんが、すでに検討済みのところに意見しているのかもしれませんが、気づいたこととして述べさせていただきます。</p>	<p>保健師や栄養士等との連携については、本編第3章第15節「避難・救出計画」において、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回等を実施する旨、新たに加えたところですが、御意見の趣旨を踏まえ、災害時において、関係団体等と適切な連携・支援が図られるよう、災害時応援協定の締結などに努めていきます。</p>	C (趣旨同一)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況																								
13	本編	第3章 災害応急 対策計画	第1節 活動体制 計画	第2 県の活 動体制 1 災 害警戒 本部	防災機関	(4) 関係各課の防災活動の表中、県土整備部の都市計画課と下水環境課を分割し、下記のとおり修正 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画課</td> <td>広域振興局土 本部等</td> <td>都市施設等被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下水環境課</td> <td>広域振興局土 本部等 北上川上流流 域下水道事務 所</td> <td>下水道施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]				県土整備部	[略]				都市計画課	広域振興局土 本部等	都市施設等被害情報の収集		下水環境課	広域振興局土 本部等 北上川上流流 域下水道事務 所	下水道施設被害情報の収集	[略]				御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
部	課等	出先機関	担当内容																													
[略]																																
県土整備部	[略]																															
	都市計画課	広域振興局土 本部等	都市施設等被害情報の収集																													
	下水環境課	広域振興局土 本部等 北上川上流流 域下水道事務 所	下水道施設被害情報の収集																													
[略]																																
14	本編	第3章 災害応急 対策計画	第1節 活動体制 計画	第2 県の活 動体制 2 災 害対策 本部	防災機関	(2) 組織 新しい県南広域振興局体制に合わせた組織の構築が必要	県の組織改編等にあわせ、県災害対策本部規程の見直しを進めています。	C (趣旨同一)																								
15	本編	第3章 災害応急 対策計画	第1節 活動体制 計画	第2 県の活 動体制 2 災 害対策 本部 (2) 組 織	防災機関	サ 現地作業班中、「～救護、防疫の指導～」を「救護、 <u>感染症予防の指導～</u> 」に修正	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)																								
16	本編	第3章 災害応急 対策計画	第1節 活動体制 計画	第2 県の活 動体制 2 災 害対策 本部 (3) 分 掌事務	防災機関	災害発生前区分の「2 災害対策用資機材の点検整備」区分の活動項目中、「(3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備」を「(3) <u>感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備</u> 」に修正。 災害発生後区分中、「15 防疫対策」を「15 <u>感染症予防対策</u> 」に、同区分の活動項目中、「(1) 防疫活動の実施」を「(1) <u>感染症予防活動の実施</u> 」に、「(3) 防疫用資機材の調達あつせん」を「(3) <u>感染症予防用資機材の調達あつせん</u> 」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)																								

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
17	本編	第3章 災害応急 対策計画	第2節 気象予 報・警報 等の伝達 計画	第3 実施要 領1 気予 報・警 報等 の種 類及 び伝 達	防災機関	ア 情報の種類の表中、「地震に関する情報」及び「津波に関する情報」を削除。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
18	本編	第3章 災害応急 対策計画	第2節 気象予 報・警報 等の伝達 計画	第3 実施要 領1 気予 報・警 報等 の種 類及 び伝 達	防災機関	エ 緊急地震速報(警報)を、別紙1の「エ 地震動の警報及び地震情報の種類」〔(ア)及び(イ)〕に差替え。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
19	本編	第3章 災害応急 対策計画	第2節 気象予 報・警報 等の伝達 計画	第3 実施要 領1 気予 報・警 報等 の種 類及 び伝 達	防災機関	オ 津波に関する警報・注意報・予報の種類と内容を、別紙1の「オ 津波警報等の種類」〔(ア)及び(イ)、(ウ)〕に差替え。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
20	本編	第3章 災害応急 対策計画	第5節 広報広聴 計画	第2 実施機 関	防災機関	第2 実施機関(責任者)の市町村本部長の広報広聴活動の内容中、「5 医療所、救護所の開設状況」を「5 救護所の開設状況」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
21	本編	第3章 災害応急 対策計画	第5節 広報広聴 計画	第2 実施機 関	防災機関	第2 実施機関(責任者)の県本部長の広報広聴活動の内容中、「4 医療所、救護所の開設状況」の医療所を削除。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
22	本編	第3章 災害応急 対策計画	第5節 広報広聴 計画	第2 実施機 関	防災機関	第2 実施機関 (責任者) の東日本電信電話(岩手支店)が含まれる実施機関欄の広報広聴活動の内容欄中、「1 通信の途絶の状況」を「1 通信の疎通の状況」に修正する。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
23	本編	第3章 災害応急 対策計画	第6節 交通確保・輸送 計画	第3 交通確保 2 防災拠点 指定	防災機関	ウ 交通拠点中、④釜石自動車道に宮守ICを追加する。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
24	本編	第3章 災害応急 対策計画	第10節 県、市町村等応援 計画	第2 実施機 関	防災機関	第2 実施機関の県本部の担当中、健康国保課の担当業務を次のとおり修正。 「医薬品、医療用資機材及び遺体処理を行うために必要となる医薬品、医療用資機材等の調達に係る県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門岩手県支部に対するあっせん要請」	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
25	本編	第3章 災害応急 対策計画	第10節 県、市町村等応援 協力計画	第3 実施要 領 1 市町村の 相互協力	防災機関	「ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に～」を「ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に～」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
26	本編	第3章 災害応急 対策計画	第10節 県、市町村等応援 協力計画	第3 実施要 領 3 都道府県の 相互協力	防災機関	(1) 北海道・東北8道県における相互応援、ア 北海道・東北8道県相互応援に関する協定中、「ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に～」を「ウ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に～」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
27	本編	第3章 災害応急 対策計画	第11節 自衛隊災害派遣要 請計画	第3 実施要 領 3 災害派遣 実施する 救護活動	防災機関	表の項目中、「応急医療・救護及び防疫」を「応急医療・救護及び感染症予防」に修正。同項目の内容中、「～応急医療、救護及び防疫を行うが～」を「～応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが～」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)

番号	大区分(編)	中区分(章)	小区分(節)	細目	意見提出者区分	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況																
28	本編	第3章 災害応急 対策計画	第12節 ボラン ティア活 動計画		防災機関	<p>国の防災基本計画の見直しに伴い、通常のボランティア活動と区別し、災害時におけるボランティア活動を「防災ボランティア」として見直すのであれば、災害時に特化したボランティアの受入れ、コーディネートやその支援を行う期間等を明確化すべきである。</p> <p>この観点から、</p> <p>① 日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区が行う「防災ボランティアの受付・登録」と市町村社会福祉協議会が行う「防災ボランティアの受付・登録」の範囲、対象者を区分して明確化しておく必要があると考える。</p>	<p>今回の用語の見直しは、国の防災基本計画の修正に伴い、用語の統一性を確保するために行ったものであり、これまでの考え方を見直したものではありません。</p> <p>また、災害発生時においては、幅広く防災ボランティアを募っていくため、日本赤十字社岩手県支部の地区や市町村社会福祉協議会に窓口を開設し、受付・登録を行っていく必要があると考えていますが、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	D(参考)																
29	本編	第3章 災害応急 対策計画	第12節 ボラン ティア活 動計画	第2 実施機 関	市町村	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>市町村の被災状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握</td> </tr> <tr> <td>政策地域部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>防災ボランティア活動に係る総合調整の支援</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td>1 防災ボランティア活動の支援に係る統括 2 防災ボランティアセンターの支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>[以下 略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 防災ボランティアセンターを 災害ボランティアセンターに変更 </div>	部	課	地方支部班	担当業務	総務部	[略]		市町村の被災状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握	政策地域部	[略]		防災ボランティア活動に係る総合調整の支援	保健福祉部	[略]		1 防災ボランティア活動の支援に係る統括 2 防災ボランティアセンターの支援	<p>今回の用語の見直しは、国の防災基本計画の修正に伴い、用語の統一性を確保するために行ったものであり、これまでの考え方を見直したものではありません。</p>	E(対応困難)
部	課	地方支部班	担当業務																					
総務部	[略]		市町村の被災状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握																					
政策地域部	[略]		防災ボランティア活動に係る総合調整の支援																					
保健福祉部	[略]		1 防災ボランティア活動の支援に係る統括 2 防災ボランティアセンターの支援																					
30	本編	第3章 災害応急 対策計画	第12節 ボラン ティア活 動計画		防災機関	<p>国の防災基本計画の見直しに伴い、通常のボランティア活動と区別し、災害時におけるボランティア活動を「防災ボランティア」として見直すのであれば、災害時に特化したボランティアの受入れ、コーディネートやその支援を行う期間等を明確化すべきである。</p> <p>この観点から、② 県本部において、政策地域部が担当する「防災ボランティア活動に係る総合調整の支援」と、保健福祉部が担当する「防災ボランティア活動の支援に係る統括」の違いが分かりにくいと、より分かりやすい表記にする必要があるものとする。仮に、政策地域部がNPO、保健福祉部が一般のボランティア活動に係る支援を行うとするのであれば、各部が所管する防災ボランティア活動に係る情報共有、連携など、総務部がその総合調整をより積極的に行うような表記が必要ではないかと考える。</p>	<p>政策地域部の担当業務は、県内の防災ボランティアの全体的な調整を行い、一方、保健福祉部の担当業務は、具体のボランティア活動の支援を統括することを目指し、整理しているものですが、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	D(参考)																

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
31	本編	第3章 災害応急 対策計画	第16節 医療・保 健計画	第3 初動医 療体制 4 岩 手DM AT及 び医療 救護班 の活動	防災機関	(1)岩手DMATの活動中、「航空搬送拠点に設置する臨時医療施設(SCU)」の記載があるが、SCUの設置をどの機関が対応するのか、明確にすべきである。	岩手DMATの活動について、県本部の担当は保健福祉部としているところです。	C (趣旨同一)
32	本編	第3章 災害応急 対策計画	第16節 医療・保 健計画	第6 個別疾 患体制 1 人 工透析	防災機関	1人工透析の(4)通院手段及び宿泊施設の確保を次のとおり修正。 「○ 県本部長は、透析患者の通院手段の確保が必要と認めるときは、市町村本部長に対し、患者搬送支援を依頼するなど、必要な対応を行う。」 「○ 県本部長は、透析患者の宿泊施設の確保が必要と認めるときは、市町村本部長に対し、避難所等の宿泊施設の確保を依頼するなど、必要な対応を行う。」	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
33	本編	第3章 災害応急 対策計画	第17節 食料、生 活必需品 等供給計 画		市町村	震災に当たっては、物資集積拠点での支援物資の集配(受付・荷卸し・整理)に多大な労力(時間)を要した経験があり、「第1節 防災知識普及計画の第2 防災知識の普及に小口等による支援物資の送付が負担の記述」、「第6節 交通確保・輸送計画の第4 緊急輸送中に輸送としての記述」はあるが、本計画中に次の項目を追加できないか。 【例】 (1) 物資集配 ・ 救援物資の受け入れ、各避難所への配送に関する計画を策定する。 ・ 運送事業者等との連携を図り、災害発生後早い段階で、業務を引き継げるような体制を構築する。 ・ 協定締結の考慮 (2) 物資受け入れ基準づくり ・ 効率的な救援物資受け入れが可能となるような基準づくりをおこなう。 ・ 例えば、個人からの小ロットの救援物資や賞味期限の短いものは受け入れを制限するなど	御意見の趣旨については、本編第3章第17節「食料、生活必需品等供給計画」などに規定していると考えています。	C (趣旨同一)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
34	本編	第3章 災害応急 対策計画	第17節 食料、生 活必需品 等供給計 画	第3 3 実施要 領 1 物 資の支 給対象 者	市町村	第3 実施要領 1 物資の支給対象者 「エ 物資がないため、日常生活を営むことが困難な者」を次のとおり変更できないか。 「エ 物資がない、またはライフライン寸断のため、日常生活を営むことが困難な者」	御意見のとおり修正しました。 「物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者」に修正	A (全部反映)
35	本編	第3章 災害応急 対策計画	第19節 給水計画	第3 3 実施要 領 3 給 水の方 法 (2) 給 水車等 が運行 可能な 地域の 給水	市町村	「○給水車(給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。)、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。」を 「○給水車、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。」に修正。	御意見を踏まえ、一部修正しました。 「○給水車(給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。)、ドラム缶、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。」	B (一部反映)
36	本編	第3章 災害応急 対策計画	第19節 給水計画	第3 3 実施要 領 3 給 水の方 法 (3) 給 水車等 の運行 可能な 地域に おける 給水	市町村	「○浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。」を 「○浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
37	本編	第3章 災害応急 対策計画	第20節 応急仮設 住宅の建 設等及び 応急修理 計画	第3 3 実施要 領 1 応 急仮設 住宅の 供与	市町村	(6) 応急仮設住宅の管理運営中、 「○県本部は、市町村本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて、市町村本部長に委任することができる。」について、市町村に対する業務分担が多数みられるが、被災した自治体は業務対応が困難となることから、県で実施できるものは主導的に実施するようお願いしたい。	被災市町村において対応が困難となる場合においては、他の災害対策と同様、県が支援、調整を行います。	C (趣旨同一)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
38	本編	第3章 災害応急 対策計画	第20節 応急仮設 住宅の建 設等及び 応急修理 計画	第3 3 実施要 領 1 応 急仮設 住宅の 供与 (6) 応 急仮設 住宅の 管理運 営	市町村	応急仮設住宅の管理運営について、コミュニティ形成に努める旨、追加されているが、建設の段階で「共用スペースや集会所スペースの設置を考慮する」旨、記載を追加できないか。	入居者のコミュニティの形成等に資するための対策には、共有スペース等の設置も含まれますが、入居者のコミュニティの形成には、施設整備のハード対策のみならず、ソフト対策も含めた総合的な対策の実施が必要と考えられることから、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	D (参考)
39	本編	第3章 災害応急 対策計画	第21節 防疫計画		防災機関	第21節 防疫計画 節名を「防疫計画」から「感染症予防計画」に修正し、第21節の内容を別紙により、感染症対策の実施に係る内容に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
40	本編	第3章 災害応急 対策計画	第21節 防疫計画	第3 3 実施要 領 5 実 施方法	市町村	(10) 避難所の防疫指導等 ○市町村本部長又は県本部長は、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により防疫指導等行う。 について、市町村に対する業務分担が多数みられるが、被災した自治体は業務対応が困難となることから、県で実施できるものは主導的に実施するようお願いしたい。	避難所の感染症予防対策については、いわて感染制御支援チームに設置に伴い修正したものです。 なお、被災市町村において対応が困難となる場合においては、他の災害対策と同様、県が支援、調整を行います。	C (趣旨同一)
41	本編	第3章 災害応急 対策計画	第22節 廃棄物処 理・障害 物除去計 画	第1 1 基本方 針	防災機関	「障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）」を「障害物」に修正	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
42	本編	第3章 災害応急 対策計画	第22節 廃棄物処 理・障害 物除去計 画	第2 2 実施機 関 2 障 害物除 去	防災機関	2 障害物除去の「県本部の担当」において、「環境生活部・資源循環推進課」を削除	御意見を踏まえ、一部修正しました。 担当業務を「障害物の除去の総括」に修正する。	B (一部反映)
43	本編	第3章 災害応急 対策計画	第22節 廃棄物処 理・障害 物除去計 画	第3 3 実施要 領 1 廃 棄物処 理	防災機関	(4) 臨時ごみ集積所等の衛生保持中、「○ 消毒方法については、第21節「防疫計画」に定めるところによるものとし、防疫班と連携して行う。」を「○ 消毒方法については、第21節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
44	本編	第3章 災害応急 対策計画	第23節 行方不明 者の捜索 及び遺体 の処理・ 埋葬計画	第3 実施要 領4 遺 体の埋 葬	防災機関	「 <u>県葬祭業協同組合</u> 」を「 <u>葬祭業協同組合</u> 」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
45	本編	第3章 災害応急 対策計画	第28節 ライフラ イン施設 応急対策 計画	第3 実施要 領4 下 水道施 設	防災機関	(2) 応急対策のイ応急措置の「～停電により <u>ポンプ</u> の～」を「～停電によりポンプの～」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
46	本編	第3章 災害応急 対策計画	第28節 ライフラ イン施設 応急対策 計画	第3 実施要 領4 下 水道施 設	防災機関	(3) 復旧対策中「～その後、枝線管渠柵、取付管等の復旧を行う。」を「～その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
47	本編	第3章 災害応急 対策計画	第32節 防災ヘリ コプター 等活動計 画	第2 大規模 災害時 における ヘリコ プター 等の運 用調整	防災機関	3 実施要領の(4)受援体制について、ア駐機スポットの調整、ウ時間外運用の調整、カ夜間駐機場所の調整については、空港管理者が調整を行った結果について、防災航空隊を通じて実施機関との間で連絡調整するような表現にはいかがか。	空港管理者に調整いただいた結果を、各実施機関との間で防災航空隊が主体的に調整することを定めているものです。	C (趣旨同 一)
48	本編	第4章 災害復 旧・復興 計画	第1節 公共施設 等の災害 復旧計画	第2 災害復 旧計画	防災機関	「カ 事業の実施に当たっては、暴力団排除の徹底に努めること。～」となっているが「～暴力団排除を徹底すること。～」とすべきではないか。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
49	本編	第4章 災害復 旧・復興 計画	第1節 公共施設 等の災害 復旧計画	第5 緊急融 資等の 確保	防災機関	1 国庫負担又は補助中、(10)の局長通達の日付について、「(昭和39年8月14日建設省都市局長通達)」を「(昭和37年8月14日建設省都市局長通達)」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
50	震災対策 編	第1章 総則	第3節 防災関係 機関の責 務及び業 務の対応	第2 防災関係 機関の業 務大綱 2 指 定地方 行政機 関	防災機関	東北農政局の業務の大綱中、 「(5)天災金融の確保に関すること」を「(5)災害資金 の融通に関すること」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
51	震災対策 編	第1章 総則	第3節 防災関係 機関の責 務及び業 務の対応	第2 防災関係 機関の業 務大綱 2 指 定地方 行政機 関	防災機関	東北防衛局の業務の大綱中、 「(3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた 場合の関係地方公共団体への連絡に関すること。」 を、 「(3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた 場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。」 に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
52	震災対策 編	第1章 総則	第4節 県土の地 勢と地震	第3 断層と 地震活 動気	防災機関	第3 断層と地震活動気の「気」を削除。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
53	震災対策 編	第1章 総則	第5節 地震、津 波の想定	第1 地震・ 津波の 想定の 基本的 な考 え方	防災機関	「地震動の揺れは」を「地震の揺れは」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
54	震災対策 編	第2章 災害予防 計画	第4節 避難対策 計画	第6 津波に 対する 住民等 の予防 措置 2 船 舶の予 防措置	防災機関	2 船舶の予防措置中、 「○ 湾外に避難できない小型船舶については、時間 的余裕がある場合は高い所に引き上げて固縛するなど 最善の措置をとる。」を、 「○ 湾外に避難できない小型船舶については、時間 的余裕がある場合は船体を高い所に引き揚げて固縛す るなど最善の措置をとる。」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)

番号	大区分(編)	中区分(章)	小区分(節)	細目	意見提出者区分	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況																						
55	震災対策編	第2章 災害予防計画	第9節 交通施設安全確保計画	第2道路施設	防災機関	1 橋梁の整備について「○ 災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。」を「○ 災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)																						
56	震災対策編	第2章 災害予防計画	第9節 交通施設安全確保計画	第2道路施設	防災機関	3 横断歩道橋の整備について「○ 震災時において、横断歩道橋が落下等により交通障害物になることを防止するため、所管横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定して、横断歩道橋の整備を進める。」を「○ 震災時において、横断歩道橋が落下等により交通障害物になることを防止するため、所管横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)																						
57	震災対策編	第2章 災害予防計画	第10節 ライフライン施設等安全確保計画	第4上下水道計画	防災機関	2 下水道施設の表のポンプ場、週末処理場の欄を次のとおり修正する。 ○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。 ○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。 ○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)																						
58	震災対策編	第3章 災害応急対策計画	第1節 活動体制計画	第2県の活動体制 1 災害警戒本部	防災機関	(4) 関係各課の防災活動の表中、県土整備部の都市計画課と下水環境課を分割し、下記のとおり修正。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>都市計画課</td> <td>広域振興局土木部等</td> <td>都市施設等被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>下水環境課</td> <td>広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所</td> <td>下水道施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]				県土整備部	[略]			都市計画課	広域振興局土木部等	都市施設等被害情報の収集	下水環境課	広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所	下水道施設被害情報の収集	[略]				御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
部	課等	出先機関	担当内容																											
[略]																														
県土整備部	[略]																													
	都市計画課	広域振興局土木部等	都市施設等被害情報の収集																											
	下水環境課	広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所	下水道施設被害情報の収集																											
[略]																														

番号	大区分(編)	中区分(章)	小区分(節)	細目	意見提出者区分	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
59	震災対策編	第3章 災害応急対策計画	第2節 津波予報、警報等の伝達計画	第2実施機関	防災機関	実施機関の「気象庁又は大阪管区気象台 盛岡地方気象台」を「気象庁 盛岡地方気象台」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A(全部反映)
60	震災対策編	第3章 災害応急対策計画	第2節 津波予報、警報等の伝達計画	第3実施要領 1 津波警報等の種別及び伝達(1) 地震の警報及び地震の情報種類 ア 緊急地震速報(報)	防災機関	「気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関の協力を求めて住民等へ周知するとともに、消防庁の全国瞬時警報システムを経由して、県及び県内市町村へ提供する。」を、 「気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A(全部反映)
61	震災対策編	第3章 災害応急対策計画	第2節 津波予報、警報等の伝達計画	第3実施要領 1 津波警報等の種別及び伝達(2) 津波警報等の種類 ア 津波警報・注意報の種類と内容	防災機関	「ア 津波警報・注意報の種類と内容」を、別紙2の「ア 津波警報・注意報の種類と内容」に差替え。	御意見のとおり修正しました。	A(全部反映)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
62	震災対策 編	第3章 災害応急 対策計画	第2節 津波予 報、警報 等の伝達 計画	第3 実施要 領 1 津 波警報 等の種 類及び 伝達 (2) 津 波警報 等の種 類 イ 津 波予報 の内容	防災機関	「イ 津波予報の内容」を別紙2の「イ 津波情報の種類と内容」に差替え。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
63	震災対策 編	第3章 災害応急 対策計画	第2節 津波予 報、警報 等の伝達 計画	第3 実施要 領 1 津 波警報 等の種 類及び 伝達 (2) 津 波警報 等の種 類 ウ 津 波情報 の種類 と内容	防災機関	「ウ 津波情報の種類と内容」を別紙2の「ウ 津波予報の内容」に差替え。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
64	震災対策 編	第3章 災害応急 対策計画	第5節 広報広聴 計画	第2 実施機 関	防災機関	第2 実施機関 (責任者)の市町村本部長の広報広聴活動の内容中、「5 医療所、救護所の開設状況」の医療所を削除。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)
65	震災対策 編	第3章 災害応急 対策計画	第5節 広報広聴 計画	第2 実施機 関	防災機関	第2 実施機関 (責任者)の県本部長の広報広聴活動の内容中、「4 医療所、救護所の開設状況」の医療所を削除。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反 映)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
66	震災対策 編	第3章 災害応急 対策計画	第5節 広報広聴 計画	第2 実施機 関	防災機関	第2 実施機関 (責任者) の東日本電信電話(株)岩手支店が含まれる実施機関欄の広聴広報活動の内容欄中、「1 通信の途絶の状況」を「1 通信の疎通の状況」に修正する。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
67	震災対策 編	第3章 災害応急 対策計画	第21節 防疫計画		防災機関	第21節 防疫計画 節名を「防疫計画」から「感染症予防計画」に修正し、第21節の内容を別紙により修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
68	震災対策 編	第3章 災害応急 対策計画	第22節 廃棄物処 理・障害 物除去計 画	第1 基本方 針	防災機関	「障害物又は災害廃棄物 (以下、本節中「障害物」という。)」を「障害物」に修正	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
69	震災対策 編	第3章 災害応急 対策計画	第23節 行方不明 者の捜索 及び遺体 の処理・ 埋葬計画	第3 実施要 領 4 遺 体の埋 葬	防災機関	「 <u>墓</u> 葬祭業協同組合」を「葬祭業協同組合」に修正	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
70	火山災害 対策編	第1章 総則	第6節 防災関係 機関の責 務及び業 務の対応	第2 防災関 係機関 の業務 大綱 2 指 定地方 行政機 関	防災機関	東北農政局の業務の大綱中、「(5)天災金融の確保に関すること」を「(5)災害資金の融通に関すること」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
71	火山災害 対策編	第2章 災害予防 計画	第7節 災害時要 援護者の 安全確保 計画	第1 基本方 針	防災機関	第1 基本方針の1を次のとおり修正。 「1 県は、(略)及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者(略)」	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
72	火山災害 対策編	第2章 災害予防 計画	第15節 土砂災害 予防計画		防災機関	新たに「第7 土砂災害緊急情報の発表【本編・第2章・第16節・第8 参照】」を追加する。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
73	火山災害 対策編	第3章 災害応急 対策計画	第7節 広報広聴 計画	第2 実施機 関	防災機関	第2 実施機関 (責任者) の市町村本部長の広報広聴活動の内容中、「5 医療所、救護所の開設状況」の医療所を削除。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
74	火山災害 対策編	第3章 災害応急 対策計画	第7節 広報広聴 計画	第2 実施機 関	防災機関	第2 実施機関 (責任者) の県本部長の広報広聴活動の内容中、「4 医療所・救護所の開設状況」の医療所を削除。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
75	震災対策 編	第3章 災害応急 対策計画	第7節 広報広聴 計画	第2 実施機 関	防災機関	第2 実施機関 (責任者) の東日本電信電話㈱岩手支店が含まれる実施機関欄の広聴広報活動の内容欄中、「1 通信の途絶の状況」を「1 通信の疎通の状況」に修正する。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
76	火山災害 対策編	第3章 災害応急 対策計画	第2節 火山に関 する予報 ・情報 及び気象 予報・警 報等の伝 達計画		県民	各放送局で、報道部に緊急防災情報が提供されても、すぐに放送で周知されていないのが現実。緊急地震速報に基づくもの以外は、各番組の担当責任者の個々の判断で報道する、しないと決めているようで、この状態では、こと火山防災に関しては、岩手県内の全ての放送事業者は無力であると思われる。岩手県が知事の名前で「緊急非常事態宣言」を発令し、全放送を中断して住民の避難を呼びかけるシステムを至急構築することが本案に求められる。	火山災害対策編第3章第2節において、警報等の情報伝達を行う際に、放送事業者は、ラジオ放送においては緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送することと定めているところですが、御意見の趣旨を踏まえ、速やかな情報伝達が行われるよう、今後とも放送事業者との連携強化に努めていきます。	D (参考)
77	火山災害 対策編	第3章 災害応急 対策計画	第24節 防疫計画		防災機関	第24節 防疫計画 節名を「防疫計画」から「感染症予防計画」に修正し、第24節の内容を別紙により修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
78	火山災害 対策編	第3章 災害応急 対策計画	第25節 廃棄物処 理・障害 物除去計 画	第1 基本方 針	防災機関	「障害物又は災害廃棄物 (以下、本節中「障害物」という。)」を「障害物」に修正	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)
79	火山災害 対策編	第3章 災害応急 対策計画	第25節 廃棄物処 理・障害 物除去計 画	第2 実施機 関 2 障 害物除 去	防災機関	第2 実施機関 (責任者) の「2 障害物除去」の「県本部の担当」において、「環境生活部・資源循環推進課」を削除	御意見を踏まえ、一部修正しました。 担当業務を「障害物の除去の総括」に修正する。	B (一部反映)
80	火山災害 対策編	第4章 災害復 旧・復興 計画	第1節 公共施設 等の災害 復旧計画	第5 緊急融 資等の 確保	防災機関	1 国庫負担又は補助中、(10)の局長通達の日付について、「(昭和39年8月14日建設省都市局長通達)」を「(昭和37年8月14日建設省都市局長通達)」に修正。	御意見のとおり修正しました。	A (全部反映)